

## 令和四年法律第六十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整理等に関する法律 抄

## 目次

## 第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係（第一条―第六十七条）

第二章 会計検査院関係（第六十八条）

第三章 内閣官房関係（第六十九条―第七十九  
条）

## 第四章 内閣府関係

第一節 本府関係（第八十条―第九十三  
条）第二節 公正取引委員会関係（第九十四  
条・第九十五条）第三節 国家公安委員会関係（第九十六  
条―第一百零八条）第四節 個人情報保護委員会関係（第九  
条・第一百十条）第五節 金融庁関係（第一百一十―第百  
三十七條）第六節 消費者庁関係（第一百三十八―第  
百四十二條）第五章 デジタル庁関係（第一百四十三  
条）第六章 復興庁関係（第一百四十四  
条）第七章 総務省関係（第一百四十五―第  
百七十五條）第八章 外務省関係（第一百七十六―第  
百八十八條）第九章 財務省関係（第一百八十一―第  
二百八条）第十章 文部科学省関係（第二百九―第  
百十九條）第十一章 厚生労働省関係（第二百二十―  
第二百七十四條）第十二章 農林水産省関係（第二百七十五  
―第二百九十九條）第十三章 経済産業省関係（第三百―第  
三百四十條）第十四章 国土交通省関係（第三百四十―  
第四百二十一條）第十五章 環境省関係（第四百二十二―第  
四百三十五條）第十六章 防衛省関係（第四百三十六―第  
四百四十條）

## 第二編 経過措置

第一章 通則（第四百四十一―第四百四十  
三条）第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行  
に伴う経過措置第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置  
（第四百四十四―第四百五十七  
条）第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過  
措置（第四百五十八―  
四百六十三條）第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処  
遇に関する法律の一部改正に伴う  
経過措置（第四百五十九―第四  
百六十三條）第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過  
措置（第四百六十四―第四百六  
十八條）第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う  
経過措置（第四百六十九―第四  
百七十一條）第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措  
置（第四百七十二―  
四百七十三條）第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経  
過措置（第四百七十三―  
四百七十四條）第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行  
に伴う関係法律の整理等に伴う経過  
措置（第四百七十四―第五百八  
条）

第四章 その他（第五百九条）

附則

第二編 経過措置

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施  
行に伴う経過措置第四節 更生保護法の一部改正に伴う経  
過措置（遵守事項及び指導監督に関する経過措置）  
第四百六十四条 刑法等一部改正法第六  
条の規定による改正後の更生保護法（平  
成十九年法律第三十八号。以下「第二  
号改正後更生保護法」という。）第五  
十条第一項（第二号ハに係る部分に限  
る。）及び第五十一条第二項（第七号  
に係る部分に限る。）の規定は、次に掲  
げる者に係る保護観察については、適  
用しない。一 刑法等一部改正法第六条の規定の施行  
前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、  
これにより保護観察に付されている者イ 少年法第二十四条第一項第一号又は第  
六条第一項第一号若しくは第二号の保  
護処分決定

ロ 少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ 仮釈放を許す旨の決定

ニ 刑法第二十五条の二第二項若しくは第  
二十七条の三第一項又は薬物使用等の  
罪を犯した者に対する刑の一部の執行  
猶予に関する法律第四十一条の規定に  
よる保護観察に付する旨の言渡し二 刑法等一部改正法第六条の規定の施行  
前に刑法第二十七条の三第一項又は薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
の規定による保護観察に付する旨の言  
渡しを受けた者刑法等一部改正法第二号施行日から刑  
法等一部改正法施行日の前日までの間  
における前項の規定の適用については、  
同項第二号中「新刑法第二十七条の二」  
とあるのは、「刑法第二十七条の二」と  
する。（仮解除及び仮解除の取消しに関する経過措置）  
第四百六十五条 刑法等一部改正法第六  
条の規定の施行前に刑法第二十五条の  
二第二項若しくは第二十七条の三第一  
項又は薬物使用等の罪を犯した者に対  
する刑の一部の執行猶予に関する法律  
第四十一条の規定による保護観察に付  
する旨の言渡しを受けた保護観察付執  
行猶予者に対する刑法第二十五条の二  
第二項又は第二十七条の三第二項（薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
第二項において準用する場合を含む。以  
下この条において同じ。）の規定による  
保護観察を仮に解除する処分については、  
刑法等一部改正法第六  
条の規定による改正前の更生保護法（以  
下この条において「第二号改正前更生保  
護法」という。）第八十一条第一項の規  
定により保護観察所の長がした申出であ  
つて地方更生保護委員会が同項の決定  
をしていないものは、刑法等一部改正  
法第六条の規定の施行後は、当該申出が  
されていないものとみなして、第二号改  
正後更生保護法第八十一条第一項の規  
定を適用する。2 刑法等一部改正法第六条の規定の施行  
前に刑法第二十五条の二第二項又は第  
二十七条の三第二項の規定による保護  
観察を仮に解除する処分を受けた保護  
観察付執行猶予者の当該処分の取消し  
については、第二号改正前更生保護法  
第八十一条第五項の規定により保護観  
察所の長がした申出であつて地方更生  
保護委員会が同項の決定をしていない  
ものは、刑法等一部改正法第六条の規  
定の施行後は、当該申出がされていない  
ものとみなして、第二号改正後更生保  
護法第八十一条第五項の規定を適用す  
る。3 刑法等一部改正法第六条の規定の施行  
前に刑法第二十五条の二第二項又は第  
二十七条の三第二項の規定による保護  
観察を仮に解除する処分を受けた保護  
観察付執行猶予者に対する第二号改正  
前更生保護法第八十一条第五項の規  
定による当該処分の取消しに係る審査  
請求については、なお従前の例による。第五節 更生保護事業法の一部改正に  
伴う経過措置（更生保護事業を行う者の認可等に関する経過  
措置）第四百六十九条 刑法等一部改正法第八  
条の規定の施行の際に同条の規定によ  
る改正前の更生保護事業法（平成七年  
法律第八十六号。以下この条において  
「第二号改正前更生保護事業法」とい  
う。）第四十五条の継続保護事業の認  
可を受けている者は、刑法等一部改正  
法第八條の規定による改正後の更生保  
護事業法（以下この条において「第二  
号改正後更生保護事業法」という。）  
第四十五条の宿泊型保護事業の認可を  
受けたものとみなす。2 刑法等一部改正法第八條の規定の施行  
の際に第二号改正前更生保護事業法第  
四十七條の二の一時保護事業又は連絡  
助成事業の届出をしていない者は、そ  
れぞれ第二号改正後更生保護事業法第  
四十七條の二の通所・訪問型保護事業  
又は地域連携・助成事業の届出をした  
ものとみなす。3 前二項に定めるもののほか、刑法等一  
部改正法第八條の規定の施行前に第二  
号改正前更生保護事業法の規定により  
認可された認可その他の処分又は申請  
その他の手続で第二号改正後更生保護  
事業法に相当の規定があるものは、第  
二号改正後更生保護事業法の相当の規  
定によりした認可その他の処分又は申  
請その他の手続を他の手続とみなす。2 刑法等一部改正法第六条の規定の施行  
前に刑法第二十七条の三第一項又は薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
の規定による保護観察に付する旨の言  
渡しを受けた者刑法等一部改正法第二号施行日から刑  
法等一部改正法施行日の前日までの間  
における前項の規定の適用については、  
同項第二号中「新刑法第二十七条の二」  
とあるのは、「刑法第二十七条の二」と  
する。（仮解除及び仮解除の取消しに関する経過措置）  
第四百六十五条 刑法等一部改正法第六  
条の規定の施行前に刑法第二十五条の  
二第二項若しくは第二十七条の三第一  
項又は薬物使用等の罪を犯した者に対  
する刑の一部の執行猶予に関する法律  
第四十一条の規定による保護観察に付  
する旨の言渡しを受けた保護観察付執  
行猶予者に対する刑法第二十五条の二  
第二項又は第二十七条の三第二項（薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
第二項において準用する場合を含む。以  
下この条において同じ。）の規定による  
保護観察を仮に解除する処分については、  
刑法等一部改正法第六  
条の規定による改正前の更生保護法（以  
下この条において「第二号改正前更生保  
護法」という。）第八十一条第一項の規  
定により保護観察所の長がした申出であ  
つて地方更生保護委員会が同項の決定  
をしていないものは、刑法等一部改正  
法第六条の規定の施行後は、当該申出が  
されていないものとみなして、第二号改  
正後更生保護法第八十一条第一項の規  
定を適用する。イ 少年法第二十四条第一項第一号又は第  
六条第一項第一号若しくは第二号の保  
護処分決定

ロ 少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ 仮釈放を許す旨の決定

ニ 刑法第二十五条の二第二項若しくは第  
二十七条の三第一項又は薬物使用等の  
罪を犯した者に対する刑の一部の執行  
猶予に関する法律第四十一条の規定に  
よる保護観察に付する旨の言渡し二 刑法等一部改正法第六条の規定の施行  
前に刑法第二十七条の三第一項又は薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
の規定による保護観察に付する旨の言  
渡しを受けた者刑法等一部改正法第二号施行日から刑  
法等一部改正法施行日の前日までの間  
における前項の規定の適用については、  
同項第二号中「新刑法第二十七条の二」  
とあるのは、「刑法第二十七条の二」と  
する。（仮解除及び仮解除の取消しに関する経過措置）  
第四百六十五条 刑法等一部改正法第六  
条の規定の施行前に刑法第二十五条の  
二第二項若しくは第二十七条の三第一  
項又は薬物使用等の罪を犯した者に対  
する刑の一部の執行猶予に関する法律  
第四十一条の規定による保護観察に付  
する旨の言渡しを受けた保護観察付執  
行猶予者に対する刑法第二十五条の二  
第二項又は第二十七条の三第二項（薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
第二項において準用する場合を含む。以  
下この条において同じ。）の規定による  
保護観察を仮に解除する処分については、  
刑法等一部改正法第六  
条の規定による改正前の更生保護法（以  
下この条において「第二号改正前更生保  
護法」という。）第八十一条第一項の規  
定により保護観察所の長がした申出であ  
つて地方更生保護委員会が同項の決定  
をしていないものは、刑法等一部改正  
法第六条の規定の施行後は、当該申出が  
されていないものとみなして、第二号改  
正後更生保護法第八十一条第一項の規  
定を適用する。イ 少年法第二十四条第一項第一号又は第  
六条第一項第一号若しくは第二号の保  
護処分決定

ロ 少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ 仮釈放を許す旨の決定

ニ 刑法第二十五条の二第二項若しくは第  
二十七条の三第一項又は薬物使用等の  
罪を犯した者に対する刑の一部の執行  
猶予に関する法律第四十一条の規定に  
よる保護観察に付する旨の言渡し二 刑法等一部改正法第六条の規定の施行  
前に刑法第二十七条の三第一項又は薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
の規定による保護観察に付する旨の言  
渡しを受けた者刑法等一部改正法第二号施行日から刑  
法等一部改正法施行日の前日までの間  
における前項の規定の適用については、  
同項第二号中「新刑法第二十七条の二」  
とあるのは、「刑法第二十七条の二」と  
する。（仮解除及び仮解除の取消しに関する経過措置）  
第四百六十五条 刑法等一部改正法第六  
条の規定の施行前に刑法第二十五条の  
二第二項若しくは第二十七条の三第一  
項又は薬物使用等の罪を犯した者に対  
する刑の一部の執行猶予に関する法律  
第四十一条の規定による保護観察に付  
する旨の言渡しを受けた保護観察付執  
行猶予者に対する刑法第二十五条の二  
第二項又は第二十七条の三第二項（薬  
物使用等の罪を犯した者に対する刑の一  
部の執行猶予に関する法律第四十一条  
第二項において準用する場合を含む。以  
下この条において同じ。）の規定による  
保護観察を仮に解除する処分については、  
刑法等一部改正法第六  
条の規定による改正前の更生保護法（以  
下この条において「第二号改正前更生保  
護法」という。）第八十一条第一項の規  
定により保護観察所の長がした申出であ  
つて地方更生保護委員会が同項の決定  
をしていないものは、刑法等一部改正  
法第六条の規定の施行後は、当該申出が  
されていないものとみなして、第二号改  
正後更生保護法第八十一条第一項の規  
定を適用する。

(罰則に関する経過措置)  
**第四百七十條** 刑法等一部改正法第八條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 第四章 その他

(経過措置の政令への委任)

**第五百九條** この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附則 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九條の規定 公布の日

二 第二十九條、第五十一條、第四百六十四條、第四百六十五條、第四百六十九條、第四百七十條、第四百八十四條第一項並びに第四百九十一條第一項及び第四項の規定 刑法等一部改正法第二号施行日

#### 附則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

**第一條** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 附則第三十六條の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

#### 附則 (令和五年五月一七日法律第二八号) 抄

(施行期日)

**第一條** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四條に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七條及び第九十八條の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二條の改正規定(第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二條第一

号を削る改正規定」という。)並びに附則第五條第一項及び第二項、第八條第四項並びに第二十條の規定、附則第二十四條中国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第四十二條の改正規定、附則第二十七條中刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百九十三條の改正規定、附則第二十八條第二項、第三十條及び第三十一條の規定、附則第三十二條中少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三百三十二條の改正規定、附則第三十五條のうち、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第三條中刑事訴訟法第三百四十四條の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一條中少年鑑別所法第三百三十二條の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六條及び第四十條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(罰則に関する経過措置)

**第四十條** 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。